

情報公開審査会答申

答 申

1. 審査会の結論

四日市市長(以下「実施機関」という。)が行った「改良住宅建設に要した費用が記載された文書」に係る行政情報部分開示決定は妥当でなく、本件異議申立てに係る対象住宅の所在地域については開示すべきである。

2. 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成19年5月18日付けで四日市市情報公開条例(平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。)に基づき行った本件対象文書の開示請求に対し、実施機関が条例第7条第2項第2号に該当するとして平成19年6月1日付けで行った行政情報部分開示決定(以下「本決定」という。)の取消しを求めるといものである。

3. 異議申立ての理由要旨

異議申立人の主張する理由は、次のように要約される。

住宅地区改良法や旧同和対策事業特別措置法により建設された市営住宅の場所及び建設費用の情報公開を求めた。「対象住宅の所在地域を特定することで、入居者の権利利益を害するおそれがある。」とは考えられず、「所在地域」名は公開されるべきである。

4. 実施機関の説明要旨

対象住宅の「所在地域」を特定し、開示することは、未だ同和地区に対する差別事象が後を絶たない現状の中、対象住宅に入居する個々人を特定した情報ではないが、その地域住民全体に対して現在差別の対象となっている地区であることを明らかにするもので、開示することにより新たな誤解や偏見を生み出したり、差別を助長するおそれがあり、条例第7条第2項第2号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報であると判断し、不開示とした。

5. 審査会の判断

(1) 争点

本件異議申出に係る文書において「対象地域の所在地域」情報が、条例第7条第2項第2号に該当するか否かが争点となっている。

(2) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

条例は開示を原則としているが、行政情報を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれるなど、市民全体の利益を害したりすることがないよう、条例第7条第2項各号において、限定的に開示しないことができる情報を定めている。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。

(3) 本件対象文書について

請求人からの開示請求を受けて実施機関が開示した行政情報は、「住宅地区改良法の規定による住宅(改良住宅)の建設費の状況」及び「旧特定目的住宅(地域改善向け)の建設費の状況」であり、それぞれの文書には建設年度、事業区分、構造、地域、戸あたりの床面積、戸数、決算額が記載されている。この情報は、市が毎年度作成しており複数の部署で閲覧が可能であった「主要施策実績報告書」を元に、実施機関の諮問機関である四日市市同和行政推進審議会のために資料としてまとめたものである。

条例上は、すでに公になっている情報は第7条第2項第2号アの規定により開示すべきところであるが、実施機関が不開示理由として主張した条例第7条第2項第2号は、条例第3条で規定されているような個人のプライバシーに対する配慮という重要な実施機関の責務を指摘するものであるので、当審査会はそのことについて検討をする必要があると判断して以下審査する。

(4) 不開示事由該当性について

① 条例第7条第2項第2号(個人情報)の該当性

本号の主旨は「個人の尊厳や基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーに関する情報は不開示として最大限保護する必要がある」といものである。

本件において、実施機関が非公開とした情報は、本件異議申立てに係る対象住宅の所在地域であるので、これについて判断する。

四日市市営住宅条例において改良住宅とは、第2条の「用語の定義」の中で、「住宅地区改良法の規定によ

り本市が建設する市営住宅及び旧同和对策事業特別措置法の規定により本市が建設する市営住宅」としている。

実施機関は、改良住宅の所在地について、「開示することにより新たな誤解や偏見を生み出したり、差別を助長するおそれ」があり、このおそれを、条例第7条第2項第2号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ」に該当するとして不開示とした。しかしながら条例は、(2)でも述べたとおり原則開示を前提としており、同号における除外規定の解釈は限定的でなければならない。本件の場合においては、改良住宅の所在地の開示と個人の権利利益の侵害との間に直接的・具体的な因果関係が導かれることが必要である。今回実施機関が不開示の理由とする「おそれ」は未だ抽象的なものにとどまっており、同号が予定する「おそれ」に該当するものではないと言わざるをえない。

この事案においては、同条同項第2号(個人情報)には該当しないと解釈するのが妥当である。

②条例第7条第2項第6号(事務事業情報)ウの該当性

本号は実施機関が事務又は事業の性質に着目し、当該事務又は事業の適正な遂行を確保するため、公にすることにより、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが明らかな情報については、不開示とすることと定められたものである。

本号ウについては、実施機関の非公開事由には明記されていないが、不開示理由説明書の補足説明の中で第7条第2項第6号ウを含んだものとして説明されているので、当審査会はこれについても、判断したが、第7条第2項第6号ウの不当に阻害するおそれを認定する根拠は存在しなかった。

(5)対象文書選択に当たっての実施機関の責務

実施機関には、条例の趣旨を十分に認識し、住民のニーズに合った適確な事務処理を要請されている。

行政情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム、電磁的記録及びこれらに記録された情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうのである。

請求人から開示請求を受け実施機関が開示した本件の行政情報については、(3)でも述べたように、この『主要施策実績報告書』は、閲覧可能なものであった。実施機関は条例第38条により情報提供施策の拡充の責務を負っていることから、異議申立人に対し本件情報公開請求を行わせるのではなく、当該『主要施策実績報告書』を閲覧させることが、条例の目的である情報公開の総合的推進にかなうものであったと思料される。

(6)結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

付 記

当審査会の結論は以上のとおりであるが、審査会の審査の中では「同和地区に対する厳しい差別が過去に存在し、現在も現存する状況下、地区名に関わる情報を開示することは、将来にわたって差別を助長するおそれがあるのではないか」などという意見も強く出された。

しかし、そのような考えを十分認識しつつも、一方で「四日市市情報公開条例」の趣旨を正確に汲み取り、条文を厳格に適用するというのが審査会の任務であり、その中でこのような結論になったことを付記する。

6. 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過	
年 月 日	処 理 内 容
平成19年9月11日	・諮問書受理
平成19年9月12日	・実施機関に対して不開示理由説明書の提出依頼
平成19年9月26日	・不開示理由説明書及び補足説明(口頭意見陳述)申出書受理
平成19年9月27日	・異議申立人に対して、不開示理由説明書の写しの送付、並びに意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
平成19年12月20日	・書面審査、並びに実施機関補足説明聴取 (平成19年度第6回審査会)
平成20年1月31日	・審議(平成19年度第7回審査会)、書面審査
平成20年2月22日	・審議(平成19年度第8回審査会)、書面審査

平成20年3月13日	・審議（平成19年度第9回審査会）、書面審査
平成20年4月24日	・審議（平成20年度第1回審査会）、書面審査
平成20年5月29日	・審議（平成20年度第2回審査会）、書面審査
平成20年6月26日	・審議（平成20年度第3回審査会）、書面審査
平成20年7月31日	・審議（平成20年度第4回審査会）、書面審査 ・答申

経緯

平成19年 5月 18日 行政情報開示請求
平成19年 6月 1日 行政情報不存在決定
平成19年 9月 3日 異議申立て

[戻る](#)